



令和3年度
障害児通所支援事業所研修会

障害児通所支援事業の
適正な運営について

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

定員の遵守について

定員の遵守（基準省令第39 条等）

利用定員及び指導訓練室の定員（入所の場合は入所定員及び居室の定員）を超えて、支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

※サービスの提供に支障が生じることのないよう、事業所が定める利用定員を超えた受入は原則禁止されている。

※定員超過利用減算にならない範囲であれば受入可能というわけではなく、指導の対象となる。

定員超過利用減算

サービス種類		児童発達支援 医療型児童発達支援 (指定医療機関を除く) 放課後等デイサービス	障害児入所支援 (指定医療機関を除く)
減算の対象			
1日当たりの 利用実績	利用定員 50人以下	1日の障害児数 > 利用定員 × 150%	1日の障害児数 > 入所定員 × 110%
1日について 障害児全員	利用定員 51人以上	1日の障害児数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 25% + 25	1日の障害児数 > 入所定員 + (入所定員 - 50) × 5% + 5
直近の過去3月 間の利用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ障害児数 > (利用定員 + 3) × 過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ障害児数 > 入所定員 × 過去3月間の開所日数利用定員 × 105%
1月間について 障害児全員	12人以上	過去3月間の延べ障害児数 > 利用定員 × 過去3月間の開所日数 × 125%	

サービスの質の評価・改善及び公表の実施

- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業者には、サービスの質の評価及び改善、並びに評価及び改善の内容の公表を行うことが義務づけられています。
- ・ 公表の猶予期間を超えた場合は当該月から減算の適用。

【減算の適用期間及び適用範囲】

「報告がされていない月」から「当該状態が解消されるに至った月まで」、利用児童全員について15%の減算を適用

ガイドラインを踏まえたサービスの提供

- ・ 障害児通所支援は、児童福祉法等の関係法令等（指定基準、報酬算定基準等）に基づき実施することとされている。
- ・ このほか、支援の質の向上を図るため、厚生労働省では、事業を実施するにあたって必要となる基本的事項や、提供すべき支援の内容等を示すガイドラインを定めている。



ガイドラインの内容を踏まえ、適切にサービスを提供

ガイドラインを踏まえたサービスの提供

- ・ガイドラインは、厚生労働省HPに掲載されています

「児童発達支援ガイドライン」

「放課後等デイサービスガイドライン」

○厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

随時確認のうえ、事業所の適切な運営をお願いします

【参考】

障害児通所支援の在り方に関する検討会

- ・今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、国において「障害児通所支援の在り方に関する検討会」が開催。
- ・検討状況について、HPに資料が掲載されるため閲覧可能

【参考】  ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19218.html

障害児通所支援の質の向上について

- 平成 24 年度の制度再編以降、児童発達支援・放課後等デイサービスのサービス利用者数は大きく増加
- サービスの内容が様々に広がり、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が常に課題



国において障害児通所支援の在り方について検討

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～

【令和3年10月】

障害児通所支援は、平成24年度から約10年で事業所数等が飛躍的に増加。身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討。令和3年6月から計8回開催。7団体からのヒアリングも行い、報告書を取りまとめた。

構成員

秋山 千枝子	あきやま子どもクリニック院長・小児科医	北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
○有村 大士	日本社会事業大学 准教授	末光 茂	(一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長
市川 宏伸	(一社)日本発達障害ネットワーク 理事長	高橋 朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
小川 陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長	田中 聡一郎	駒澤大学 准教授
小川 正洋	柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長	又村 あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
◎柏女 霊峰	淑徳大学 教授	山川 雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長		
菊池 紀彦	三重大学 教授	◎座長、○座長代理	(五十音順・敬称略)

障害児通所支援の利用の現状

- ◆ 平成26年度比で、児童発達支援は2.2倍・放課後等デイサービスは3.2倍(令和元年度)と、**他の社会保障給付費(医療・介護は1.1倍)と比較しても大きな伸び**。(発達障害の認知の社会的広がりや女性の就労率の上昇等が背景と考えられる。)
- ◆ 年齢別利用率では、5歳児で人口の3.7%。一方、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」子どもは小学校で7.7%。**まだ顕在化していない支援ニーズがある可能性**。
- ◆ 一方、障害のある子どもにとって、児童期から適切な発達支援を受けて成長していくことは、**安心感や自尊心等を育むことで持てる能力の発揮に著実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防に繋がるもの**であり、社会全体から見ても大きな意義がある。

障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要

今後の検討に向けた基本的な考え方

障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の、**これまでの障害児支援に係る検討の基本理念に引き続き立脚**。その上で、以下の基本的な考え方に立って、障害児通所支援の検討を進める必要。

- ◆ **障害のある子ども達の自己肯定感を高め、多様性が尊重される中でそのらしさが発揮されるような支援が重要な役割**。
- ◆ 障害児も同じ「子ども」であり、**障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要**。
- ◆ **保護者支援**として、障害を含めその子のありのままを肯定していくプロセスや、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する保護者をしっかりサポートすることも障害児通所支援の大切な役割。

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要②～

【令和3年10月】

1. 児童発達支援センターの在り方

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、地域の中核的な支援機関として①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④発達支援の入口としての相談機能を制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく。
- 平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化した。センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通じた発達支援が十分できない現状を踏まえ、障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向で必要な制度等を手当。
※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方

- 児童発達支援・放課後等デイサービスには、総合的な発達支援、特定プログラムに特化した支援等、支援内容・提供時間も様々となっており、中には学習塾や習い事に類似した支援もみられる。
⇒ 次期報酬改定に向け、発達支援の類型に応じた人員基準・報酬の在り方を検討し、支援時間の長短（親の就労対応も含む）が適切に評価されるよう検討。（発達支援として相応しいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しを検討。）
- 放課後等デイサービスについては、専修学校・各種学校に通学する障害児も発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする方向で検討。

3. インクルージョンの推進

- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討。
- 保育所等訪問支援については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等を検討。
- 児童発達支援等と保育所等で、障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討。

4. その他（給付決定、事業所指定、支援の質の向上等）

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標（いわゆる「5領域11項目」。日常生活動作の介助の必要度が中心）では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、当該調査指標や、給付決定プロセスを見直し（一部類型はセンター・相談支援事業所のアセスメントを組込む等）。
- 事業所の指定（総量規制の判断）に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着眼した見込み方を検討。
- 地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、センターが地域の中核となって、①地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、②市町村や自立支援協議会との連携、③各事業所の自己評価・保護者評価の結果の集約を通じた事業所の強み・弱みの分析・改善（地域の関係者等も参画）、④事業所の互いの効果的な取組の学び合い等の取組を進める方向で検討。

参考資料について

- 【参考資料1】 サービス等利用計画と個別支援計画等について
- 【参考資料2】 個別支援計画の作成に係る通知
- 【参考資料3】 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内
- 【参考資料4】 自己評価結果公表について
- 【参考資料5】 事故等発生時の報告取扱要領について
- 【参考資料6】 第三者評価について
- 【参考資料7】 福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について
- 【参考資料8】 BCP策定研修のお知らせ(11月15日開催)
- 【参考資料9】 水防法等の改正について

※受講後は下記URLから受講確認票を必ず提出してください！（11/15メ）

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1634013593692>